

## 岩倉市まちづくり文化振興事業助成金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的な文化活動の振興を図るため、各種の文化的な活動を行う団体又は個人（以下「文化的団体等」という。）に対して予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、別表第1に掲げる活動を行う文化的団体等で次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 市内に住所又は活動の本拠を有する者
- (2) 一定の活動実績がある者又は次条に規定する助成対象事業を完了できる見込みがある者

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、助成対象者が実施する別表第2に掲げる事業とする。

2 前項に規定する事業が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としないものとする。

- (1) 専ら営利を目的とするとき。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 恒常的な活動として行われるとき。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費から助成対象事業に係る他の補助金を除いた額の2分の1以内とし、限度額を300万円とする。ただし、公共性の高い事業で市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

2 助成対象経費は、当該事業に要する経費から、次に掲げるものを控除した額とする。

- (1) 恒常的な活動費
- (2) 恒常的な人件費
- (3) 当該事業の実施に伴う入場料

(実施期間)

第5条 助成の対象となる事業の実施期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(申請手続)

第6条 助成を希望する者は、別に定める申請期日までに、岩倉市まちづくり文化振興事業助成金交付申請書(様式第1)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成事業の決定)

第7条 市長は、前条の申請に対する助成の可否の決定に当たっては、岩倉市まちづくり文化振興事業審査会条例(平成26年岩倉市条例第8号)に基づき設置される審査会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、その結果を岩倉市まちづくり文化振興事業助成金交付決定通知書(様式第2)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 交付決定を受けた事業者は、助成事業完了後30日以内に、岩倉市まちづくり文化振興事業助成金実績報告書(様式第3)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を確認し、速やかに助成金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、その結果を岩倉市まちづくり文化振興事業助成金確定通知書(様式第4)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、助成金の確定後、申請者から請求書の提出があったときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を概算払により、交付することができる。

(助成金の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、交付決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成金の交付決定を取消し又は助成金を返還させることができる。

- (1) 不正又は偽りの申請により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成対象事業について、不正な行為があったとき。
- (3) その他市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

助成対象活動の範囲

活 動 の 種 類	
1	美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真等）の発表又は展覧
2	音楽（民謡、詩吟などを含む。）の発表又は公演
3	演劇（演芸を含む。）の発表又は公演
4	文芸の発表又は出版
5	その他の文化活動発表
6	文化情報に関する制作又は発表
7	人材育成・交流機会の促進

別表第2（第3条関係）

助成対象事業

事業名	事業内容
1 活動発表事業	活動の発表のための発表会、展示会、演奏会等を開催する催しであること。 ただし、特定の流派、会員、個展等に関わる事業は、原則として対象外とする。
2 文化情報事業	文化情報に関するパンフレット等の制作で、文化によるまちづくりの振興に寄与するものであること。
3 人材育成・交流事業	文化的な活動として開催される研究会、フォーラム等で、人材育成又は交流を目的とするものであること。
4 その他の事業	その他、文化によるまちづくりの振興に寄与するもので、市長が特に必要と認めるもの